

鳥取県告示第 298 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取医療生協勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 31 日